

議案第60号

宇治市印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市印鑑条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和5年12月1日提出

宇治市長 松 村 淳 子

## 宇治市条例第 号

### 宇治市印鑑条例の一部を改正する条例

宇治市印鑑条例（昭和54年宇治市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第16条中「または」を「又は」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、印鑑登録者が個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。）を利用して、市長が指定する電子計算機に暗証番号を自ら入力して申請する場合又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であつて、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。）を利用して、市長が指定する電子計算機に暗証番号を自ら入力し、若しくはこれに代わる認証を行う方法により申請する場合は、印鑑登録証の添付を要しない。

第16条の2第2項中「（平成14年法律第153号）」を削り、「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請）

第16条の3 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード又は移動端末設備を利用して多機能端末機（市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

第17条第1号中「第16条」を「第16条本文」に改め、同条第4号中「、または」を「、又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機から印鑑登録証明書の交付申請を可能とすることに伴い、所要の改正を行うものであります。